

令和4年10月12日

税制調査会長 中里 実 様

税制調査会特別委員 河野 俊嗣

本日の税制調査会を所用により欠席しますので、下記のとおり意見を述べます。

記

- 今後の法人課税のあり方を検討する際には、国と地方を通じた巨額の財政赤字が生じており、さらに、今後の人口減少・少子高齢化の進展による社会保障関係費等の増加が避けられない中で、法人課税は、地方交付税原資分を含めるとその約6割が地方団体の財源となっていることを踏まえ、地方財源が適切に確保されるようにすることを前提として議論するべきである。
- デジタル技術を活用して国境・都道府県境を越えて行われる取引等が拡大し、法人の事業活動が広がっている中、社会経済情勢の変化に的確に対応する形で、法人課税のあり方について検討していくべきである。
- 法人事業税の外形標準課税は、税負担の公平性の確保、応益課税としての税の性格の明確化、地方分権を支える基幹税の安定化等の観点から導入され、その後、成長志向の法人税改革をさらに推進するため、大法人に導入されている外形標準課税の割合が拡大されてきたところである。外形標準課税の適用対象法人のあり方等の検討にあたっては、地域経済への影響に配慮するとともに、大企業の組織再編によりグループ内に資本金1億円以下の法人を複数設立したり、企業規模が変わっていないにも関わらず減資を行い資本金1億円以下とした等の事例が存在することから、対象法人の設定について事業活動の実態を踏まえて検討するべきである。

以上